

宝塚市公告第48号

公募型プロポーザル方式による第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託の実施について(公告)

公募型プロポーザル方式による第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託を実施するので下記のとおり公告します。

令和8年(2026年)6月1日

宝塚市長 森 臨太郎

記

- 1 委託業務名 第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務
- 2 業務目的 平成12年(2000年)施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務に基づき、本市の人権施策の指針として第4次宝塚市人権啓発及び人権啓発基本方針を策定する。
本基本方針に基づき人権施策を実施することで、総合計画に掲げている「すべての人の人権が尊重され、平和の下、誰もがありのままに自分らしく生きているまち」の実現をめざす。
- 3 業務内容 仕様書参照
- 4 業務期間 委託契約締結の日から令和10年(2028年)3月31日まで
- 5 参加資格
プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者とする。
 - (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
 - (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
 - (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当し

ていないこと。

(7)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

6 公募期間 令和8年(2026年)6月1日から6月30日午後5時まで

7 申込手続等

(1)実施要領、業務委託仕様書、各種様式等は宝塚市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2)参加申請書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出場所については、実施要領を参照すること。